飛行場跡地利用

「黄金の花」咲くむらづくり

読谷補助飛行場は、昭和 18 年、旧日本軍が沖縄北飛行場として用地を接収し、終戦後は米軍が読谷補助飛行場として使用してきました。その間、パラシュート降下訓練等による事故が相次ぎ、米軍と村民との衝突が幾度となく起こりました。一方で、旧日本軍による飛行場建設に起因する旧地主の所有権問題など、飛行場用地に係る戦後処理等の問題解決が求められていました。平成 8 年、SACO の最終報告で、平成 12 年度を目処に返還が合意されていましたが、楚辺通信所の移設作業の遅れにより、返還が先延ばしとなっていました。平成18年初旬には、楚辺通信所の代替施設が完成し、運用も一部開始したことを受け、平成18年5月18日の日米合同委員会において返還が決定され、平成18年12月31日の全面返還となりました。読谷村は、返還された読谷飛行場内の国有地と嘉手納弾薬庫内の村有地の等価交換を行いました。村有地として取得することで、黙認耕作等様々な問題の解決を図り、跡地利用の円滑な実現を目指していきます。取得した村有地は、文化・スポーツ・行政機能の集積した、むらづくりの拠点となる地区として整備を行っていきます。また、旧地主関係者らでつくる農業生産法人へ農地として貸し付けを行っています。